

流山市地域防災計画 資料編

(平成 19 年度修正)

素 案

流 山 市 防 災 会 議

# 流山市地域防災計画《資料編》 目次

## 法律関係

資料 1	災害対策基本法（抜粋）	-1
資料 2	大規模地震対策特別措置法（抜粋）	-10
資料 3	地震防災対策特別措置法（抜粋）	-14
資料 4	被災者生活再建支援法	-19

## 防災会議関係

資料 5	流山市防災会議条例	-1
資料 6	流山市防災会議運営要領	-3
資料 7	流山市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項	-4
資料 8	流山市防災会議委員名簿	-5

## 対策本部関係

資料 9	流山市災害対策本部条例	-1
資料 10	流山市災害対策本部規則	-2
資料 11	流山市災害見舞金交付規則	-6

## 水防関係

資料 12	水防警報の種類、内容及び発表基準	-1
資料 13	国土交通省管理の危険度評定基準	-2
資料 14	直轄河川重要水防箇所一覧表	-4

## 防災関係要綱等

資料 15	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱	-1
資料 16	（財）千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱	-5
資料 17	（財）千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付細則	-7
資料 18	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	-8
資料 19	大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画	-13
資料 20	航空消防応援要請連絡系統図	-20

資料 21	航空特別応援に係る流山市の事前計画	-21
-------	-------------------	-----

## 自主防災関係

資料 22	流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱	-1
資料 23	流山市自主防災組織設立時における資器材の譲与に関する要綱	-4
資料 24	自主防災組織一覧表	-6
資料 25	気象庁震度階級	-10

## 広報・通信

資料 26	流山市防災行政無線固定系親局・固定系子局の設置場所一覧	-1
資料 27	防災行政無線固定系施設の配置図	-4
資料 28	流山市防災行政無線基地局・陸上移動局の設置場所一覧	-5
資料 29	流山市防災行政無線系管理運用規程	-6
資料 30	基地局及び陸上移動局の運用要領	-15
資料 31	固定系親局及び固定系子局の運用要領	-17
資料 32	流山市防災行政無線局（固定系）戸別受信機設置管理要領	-19
資料 33	災害時優先電話の設置箇所一覧	-21

## 協定書等

資料 34	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	-1
資料 35	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について	-4
資料 36	災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	-5
資料 37	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	-10
資料 38	災害時の応援に関する協定書（流山市・相馬市）	-13
資料 39	流山市及び流山市内の郵便局の災害時における協力に関する覚書	-15
資料 40	千葉県水道災害相互応援協定	-17
資料 41	災害時の医療救護活動に関する協定書	-20
資料 42	災害時の医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書	-22
資料 43	災害時における物資の供給に関する協定書（流山市米穀商組合）	-23
資料 44	災害時における物資の供給に関する協定書（流山市呉服寝具小売商組合）	-24
資料 45	災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社マルエツ）	-25

資料 46	災害時における物資の供給に関する協定書（流山市LPガス協会）	-26
資料 47	災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社イトーヨー 力堂）	-27
資料 48	ガス漏れ事故等防止対策に関する協定書	-28
資料 49	千葉県広域消防相互応援協定書	-33
資料 50	流山市・野田市消防相互応援協定	-36
資料 51	柏市・流山市消防相互応援協定	-38
資料 52	千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定	-40
資料 53	松戸市・流山市消防相互応援協定	-42
資料 54	常磐自動車道三郷・いわき中央インターチェンジ間における消防 相互応援協定	-44
資料 55	流山市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力株式会社柏 営業所）	-47
資料 56	流山市防災行政無線の活用に関する協定書（京和ガス株式会社， 京葉瓦斯株式会社）	-49
資料 57	災害時における協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互 助協会及び市内各葬祭会社）	-52
資料 58	災害時における輸送業務に関する協定書（流山トラック事業協同 組合）	-54
資料 59	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同 組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）	-56
資料 60	災害の協力に関する協定（流山市土地開発公社）	-59
資料 61	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（社団法人流山市歯科 医師会）	-61
資料 62	災害時における業務協定書（流山環境保全共同組合）	-64
資料 63	災害時の応援に関する協定書（長野県信濃町）	-66
資料 64	災害時の応援に関する協定書（石川県能登町）	-68
資料 65	救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人日本救助犬協 会）	-70
資料 66	災害時における放送要請に関する協定書（株式会社コアテレビ）	-74
資料 67	災害時における物資の供給に関する協定書（流山石油商組合）	-76
資料 68	災害時における燃料の供給に関する協定書（流山石油商組合）	-77
資料 69	災害時の応援に関する協定書（岩手県北上市）	-79
資料 70	地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定（流山建設 業協同組合）	-81

資料 71	災害時における食糧等の供給に関する協定書（株式会社セブン - イレブン・ジャパン）	-83
-------	--	-----

## その他

資料 72	市の気象の概況	-1
資料 73	市人口の推移	-3
資料 74	市土地区画整理事業一覧表	-4
資料 75	市の都市公園・緑地の整備状況等	-4
資料 76	市防火対象物の現況	-5
資料 77	市消防組織の現況	-6
資料 78	市消防団方面隊別受持区域表	-7
資料 79	市消防自動車、消防無線電話の現況	-9
資料 80	市消防水利の現況	-10
資料 81	市内危険物施設の現況	-11
資料 82	避難所等一覧	-12
資料 83	医療機関一覧	-21
資料 84	市給水拠点一覧表	-28
資料 85	防災用井戸設置状況	-29
資料 86	防災備蓄倉庫の設置状況	-30
資料 87	防災備蓄品一覧表	-31
資料 88	市の保有する救急・救助資機材一覧表	-33
資料 89	ごみ収集車一覧表	-35
資料 90	し尿収集車一覧表	-35
資料 91	市保有車両一覧表	-36
資料 92	災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償等	-37
資料 93	緊急通行車両の事前届出、確認手続等	-42
資料 94	緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨	-51
資料 95	地下水汲み上げに関する許可基準等	-53
資料 96	文化財一覧	-54
資料 97	被害の認定基準	-56
資料 98	応急救助の種類と実施者一覧表	-59
資料 99	激甚災害指定基準	-60
資料 100	局地激甚災害指定基準	-64

## 様式等

様式 1	流山市災害見舞金交付申請書	-1
様式 2	流山市災害見舞金交付決定（申請却下）通知書	-2
様式 3	流山市災害見舞金交付請求書	-3
様式 4	航空特別応援要請連絡表	-4
様式 5	航空特別応援活動報告書	-5
様式 6	航空特別応援災害報告書	-6
様式 7	飛行場外離発着場調査表	-7
様式 8	航空特別応援に要した費用請求書	-9
様式 9	広域消防航空特別応援交付金交付申請書	-10
様式 10	広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書	-11
様式 11	広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書	-12
様式 12	広域消防航空特別応援交付金交付通知書	-13
様式 13	広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表	-14
様式 14	離発着場調査表	-15
様式 15	新東京国際空港施設使用届	-17
様式 16	航空特別応援要請連絡表	-19
様式 17	飛行場外離発着場調査表	-20
様式 18	広域消防航空特別応援交付金交付済通知書	-22
様式 19	流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金交付申請書	-24
様式 20	流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書	-25
様式 21	流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金交付変更承認等申請書	-26
様式 22	流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金実績報告書	-27
様式 23	流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金交付確定通知書	-28
様式 24	流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金交付請求書	-29
様式 25	流山市自主防災資器材譲与申請書	-30
様式 26	流山市自主防災資器材譲与決定（申請却下）通知書	-31
様式 27	防災行政無線貸出簿	-32
様式 28	無線設備点検記録簿	-33
様式 29	無線設備点検記録年間状況報告書	-35
様式 30	無線業務日誌	-36
様式 31	基地局及び固定系親局運用状況報告書	-38

様式 32	防災行政無線緊急放送書	-39
様式 33	防災行政無線放送依頼書	-40
様式 34	流山市防災行政無線局（固定系）戸別受信機設置承諾書	-41
様式 35	災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書	-42
様式 36	一般廃棄物処理施設事業計画書	-43
様式 37	災害対策招集名簿	-46
様式 38	自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	-47
様式 39	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	-48
様式 40	自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書	-49
様式 41	災害用医薬品等の供給要請について	-51
様式 42	トリアージ・タグ	-52
様式 43	車両、舟艇、航空機調達請求書	-54
様式 44	輸送記録簿	-55
様式 45	避難者名簿	-56
様式 46	避難所入所記録簿	-57
様式 47	災害救助用米穀緊急引渡要請書	-59
様式 48	災害救助用米穀受領書	-60
様式 49	炊出し供給状況表	-61
様式 50	給食記録表	-62
様式 51	救援物資申出書	-63
様式 52	物品受払簿	-64
様式 53	義援金品受入簿	-65
様式 54	義援金品領収書	-66
様式 55	行方不明者の捜索受付から火・埋葬までの各書式	-67
様式 56	り災証明書	-74
様式 57	り災証明書交付簿	-75
様式 58	災害情報処理票	-76
様式 59	家屋被害調査票	-77
様式 60	千葉県被害情報等報告要領（抜粋）	-78
様式 61	職員動員報告書	-107
様式 62	災害対策本部・地域対策本部参集報告書	-108
様式 63	地域対策本部参集報告	-109
様式 64	市各対策本部の報告様式	-110

# 法律關係



## 資料 1 災害対策基本法(抜粋)

(昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)

### (目的)

第 1 条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3)～(10)省略

### (市町村の責務)

第 5 条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第 8 条第 2 項において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

### (住民等の責務)

第 7 条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

(他の法律との関係)

第 10 条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(市町村防災会議)

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2~5 省略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第 2 項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第 21 条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会議等相互の関係)

第 22 条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(災害対策本部)

第 23 条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村

の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

- 7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(防災基本計画の作成及び公表等)

第 34 条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第 35 条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- (2) 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

- (1) 国土の現況及び気象の概況
- (2) 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
- (3) 防災業務に従事する人員の状況
- (4) 防災上必要な物資の需給の状況
- (5) 防災上必要な運輸又は通信の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練そ

- の他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項
- 3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。
  - 4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。
  - 5 第21条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(災害予防及びその実施責任)

第46条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

- (1) 防災に関する組織の整備に関する事項
  - (2) 防災に関する訓練に関する事項
  - (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
  - (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災訓練義務)

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第1項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第1項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第 49 条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第 50 条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達)

第 51 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第 58 条において「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第 53 条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3~6 省略

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第 56 条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、

自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(市町村長の出動命令等)

第 58 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第 59 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第 64 条及び第 66 条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第 1 項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第 1 項、第 2 項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

6・7 省略

(市町村の応急措置)

- 第 62 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。
- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

- 第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(応急公用負担等)

- 第 64 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

第 65 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第 63 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第 1 項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(災害派遣の要請の要求等)

第 68 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第 8 条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。



(損失補償等)

第 82 条 国又は地方公共団体は、第 64 条第 1 項(同条第 8 項において準用する場合を含む。)、同条第 7 項において同条第 1 項の場合について準用する第 63 条第 2 項、第 71 条、第 76 条の 3 第 2 項後段(同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)又は第 78 条第 1 項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 都道府県は、第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(災害復旧の実施責任)

第 87 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

## 資料 2 大規模地震対策特別措置法(抜粋)

(昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(警戒宣言等)

第 9 条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。

(2) 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

3 内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれなくなつたと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第 1 項第 1 号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第 2 号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする。

(市町村警戒本部の組織及び所掌事務等)

第 18 条 市町村警戒本部の長は、市町村地震災害警戒本部長とし、市町村長をもつて充てる。

2 市町村警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。

(2) 次項の規定により市町村地震災害警戒本部長の権限に属する事務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 市町村地震災害警戒本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、市町村警戒本部の組織その他必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

(都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止)

第 19 条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第 23 条第 1 項 に規定する災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。

2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第 9 条第 3 項の警戒解除宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。

(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)

第 20 条 災害対策基本法第 51 条 の規定は地震予知情報の伝達について、同法第 52 条 の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第 55 条 から第 57 条 までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知つた場合について準用する。この場合において、同法第 51 条 中「、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第 58 条において「災害応急対策責任者」という。)」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第 2 条第 14 号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

(地震防災応急対策及びその実施責任)

第 21 条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
  - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
  - (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
  - (6) 緊急輸送の確保に関する事項
  - (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- 2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。
- 3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(市町村長の指示等)

第 23 条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第 7 条第 6 項又は第 8 条第 2 項の規定による送付をした者(政令で定める者を除く。)が第 21 条第 2 項の規定による地震防災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。

2 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第 7 条第 1 項又は第 2 項に規定する者で同

条第 6 項又は第 8 条第 2 項の規定による送付をしていないもの(政令で定める者を除く。)が管理し、又は運営する施設又は事業に関し、当該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。

- 3 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認められる物件の占有者、所有者又は管理者(第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する者を除く。)に対し、地震災害の発生防止又は軽減を図るため必要な限度において、直ちに当該物件の除去、保安その他必要な措置を執るべきことを指示することができる。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、当該地震に係る地震災害の発生防止又は軽減を図るため必要があると認めるときは、前 3 項に規定する者に対し、必要な措置を執るべきことを要請し、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要求があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

#### (応急公用負担の特例)

- 第 27 条 市町村長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができる。
- 2 災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。
  - 3 都道府県知事は、第 21 条第 1 項第 4 号から第 8 号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和 22 年法律第 108 号)第 25 条から第 27 条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
  - 4 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。
  - 5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第 21 条第 1 項第 4 号から第 8 号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、地震防災強化計画の定めるところにより、当該措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
  - 6 国又は地方公共団体は、第 1 項、第 3 項又は前項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
  - 7 第 3 項又は第 5 項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。

- 8 前項の公用令書には、政令で定めるところにより、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 当該処分の根拠となつた法律の規定
  - (3) 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の使用にあつては使用する土地又は家屋の所在する場所及び当該使用に係る期間、物資の使用又は収用にあつては使用又は収用する物資の種類及び数量、物資の所在する場所並びに当該使用又は収用に係る期間又は期日
- 9 災害対策基本法第 83 条の規定は、第 3 項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第 5 項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。

(避難状況等の報告)

- 第 28 条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。
- 2 市町村長は都道府県警戒本部に対し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表者、都道府県地震災害警戒本部長又は石油コンビナート等防災本部の本部長は警戒本部に対し、それぞれ、政令で定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を報告しなければならない。

以下省略

### 資料3 地震防災対策特別措置法(抜粋)

(平成7年6月16日法律第111号)

(目的)

第1条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業5箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災対策の実施に関する目標の設定)

第1条の2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第1項に規定する都道府県防災会議及び同法第17条第1項に規定する都道府県防災会議の協議会(地震災害(地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。以下同じ。)の軽減を図るため設置されているものに限る。)は、同法第40条に規定する都道府県地域防災計画及び同法第43条に規定する都道府県相互間地域防災計画(第3条第2項において「都道府県地域防災計画等」という。)において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標(第3条第2項において「実施目標」という。)を定めるよう努めるものとする。

(地震防災緊急事業5箇年計画の作成等)

第2条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法第40条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度以降の年度を初年度とする5箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業5箇年計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業5箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業5箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 前3項の規定は、地震防災緊急事業5箇年計画を変更する場合について準用する。

(地震防災緊急事業5箇年計画の内容)

第3条 地震防災緊急事業5箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であって、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設

- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
  - (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第2号の外郭施設、同項第3号の係留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。)
  - (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
  - (7) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - (9) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - (11) 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
  - (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設
  - (13) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
  - (14) 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
  - (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
  - (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
  - (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
  - (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
  - (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
  - (20) 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの
- 2 地震防災緊急事業5箇年計画は、都道府県地域防災計画等を実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。
  - 3 地震防災緊急事業5箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならない。

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第4条 地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第1に掲げるもの(当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第3項において同じ。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第2に掲げるもの(都道府県が実施するものを除き、当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。)に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という。)は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第1に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前2項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(地方債についての配慮)

第5条 地方公共団体が地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(財政上の配慮等)

第6条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、地震防災対策の強化のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(地震調査研究推進本部の設置及び所掌事務)

第7条 文部科学省に、地震調査研究推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

(2) 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

(3) 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

(4) 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

(5)・(6) 省略

3・4 省略

(本部の組織)



第8条 本部の長は、地震調査研究推進本部長(以下「本部長」という。)とし、文部科学大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから文部科学大臣が任命する。

4 本部の庶務は、文部科学省において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、文部科学省及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政策委員会)

第9条 本部に、第7条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、文部科学大臣が任命する。

(地震調査委員会)

第10条 本部に、第7条第2項第4号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

2 地震調査委員会は、前項の事務に関し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、文部科学大臣が任命する。

(地域に係る地震に関する情報の収集等)

第11条 本部長は、気象庁長官に対し、第7条第2項第4号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁及び管区気象台(沖縄気象台を含む。)は、第1項の事務を行うに当たっては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第12条 本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(調査研究の推進等)

第13条 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

- 2 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。
- 3 国は、地方公共団体が地震に関する観測、測量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合には、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

(想定される地震災害等の周知)

- 第 14 条 都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。
- 2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

別表 省略

## 資料4 被災者生活再建支援法

(平成10年5月22日法律第66号)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。

### 第2章 被災者生活再建支援金の支給

#### (被災者生活再建支援金の支給)

第3条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

- (1) 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額(次号において「収入合計額」という。)が500万円以下である世帯 300万円
- (2) 収入合計額が500万円を超え800万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が60歳以上であるもの(収入合計額が500万円を超え700万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が45歳以上60歳未満である世帯を含む。)又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 150万円

#### (支給事務の委託)

第4条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託することができる。

2 都道府県(当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第1項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人)は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

(政令への委任)

第5条 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第3章 被災者生活再建支援法人

(指定等)

第6条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法(明治29年法律第89号)第34条の法人であって、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第7条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条の規定により支援金を支給する都道府県(第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- (2) 第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第8条 支援法人は、第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第9条 支援法人は、支援業務を運営するための基金(以下この条において単に「基金」という。)を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点で踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、

支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第 10 条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

(1) 次条第 1 項に規定する業務規程の作成及び変更

(2) 第 12 条第 1 項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第 11 条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第 12 条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第 13 条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第 14 条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 7 条第 2 号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第 15 条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第 16 条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第 17 条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第 6 条第 1 項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第 4 章 国の補助等

(国の補助)

第 18 条 国は、第 7 条第 1 号の規定により支援法人が交付する額及び同条第 2 号の規定により支援法人が支給する支援金の額の 2 分の 1 に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第 19 条 第 9 条第 2 項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 5 条 各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第 20 条 国は、第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

## 第 5 章 雑則

(公課の禁止)

第 21 条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第23条 第14条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第24条 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

### 附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第3条(第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日法律第13号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第2条 改正後の被災者生活再建支援法(以下「新法」という。)第3条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第3条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域(施行日以後に同条第4項の規定により避難の必要なくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。)において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域におい

て自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第 3 条の規定を適用する。この場合においては、同条第 1 号中「300 万円」とあるのは「300 万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 13 号)の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「150 万円」とあるのは「150 万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

(被災者生活再建支援基金に関する経過措置)

第 4 条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第 6 条第 1 項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附 則 (平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号)抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第 62 号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成 13 年法律第 49 号)第 157 条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 334 条(理事等の特別背任)の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第 457 条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第 157 条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第 62 号に掲げる罪とみなす。



# 防災会議関係

## 資料5 流山市防災会議条例

昭和37年12月24日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 流山市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5人以内
- (8) その他市長が必要と認め任命する者 6人以内

6 前項第7及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第5号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(流山市水防協議会条例の廃止)

2 流山市水防協議会条例(昭和58年流山市条例第19号)は、廃止する。

## 資料6 流山市防災会議運営要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市防災会議条例(昭和37年流山市条例第18号。以下「条例」という。)  
第5条の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、助役の職にある委員とする。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。  
2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。  
3 防災会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。  
4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任による処理)

第4条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。  
2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を防災会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

附則

この要領は、平成3年2月26日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月27日から施行する。

## 資料7 流山市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項

流山市防災会議運営要領第4条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 災害が発生した場合において、情報を収集すること。(災害対策基本法(以下「法」という。)第16条第5項で準用する第14条第22項第2号)
- 2 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。(法第16条第5項で準用する第14条第2項第3号)
- 3 関係行政機関等に対する協力要求に関すること。(法第21条)
- 4 災害対策本部の設置に関すること。(法第23条第1項)
- 5 その他軽易な事項

資料8 流山市防災会議委員名簿

委 員	委 員 名
会長	流山市長（会長）
1号委員	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
	農林水産省関東農政局千葉農政事務所食糧部長
2号委員	千葉県東葛飾県民センター所長
	東葛飾地域整備センター所長
	千葉県柏健康福祉センター長
3号委員	千葉県流山警察署長
4号委員	流山市副市長
	流山市企画財政部長
	流山市総務部長
	流山市健康福祉部長
	流山市子ども家庭部長
	流山市産業振興部長
	流山市環境部長
	流山市都市計画部長
流山市都市整備部長	
流山市土木部長	
5号委員	流山市教育委員会教育長
6号委員	流山市消防長
	流山市消防団長
7号委員	株式会社 NTT 東日本 - 千葉東葛飾営業支店 支店長
	東京電力株式会社葛飾支社副支社長
	京和ガス株式会社 常務取締役
	総武流山電鉄株式会社 鉄道部次長
8号委員	陸上自衛隊需品学校 学校長
	社団法人流山市医師会 会長
	社団法人流山市歯科医院会 会長
	流山市水道事業管理者
	北千葉広域水道企業団 技術部長
	流山建設業共同組合 顧問

事務局 流山市市民生活部安心安全課  
市民生活部長  
安心安全課長

# 対策本部関係

## 資料9 流山市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、流山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 資料 10 流山市災害対策本部規則

昭和 41 年 7 月 1 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、流山市災害対策本部条例(昭和 37 年流山市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、流山市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部室)

第 2 条 災害対策本部に本部室を設置する。

2 本部室は、災害予防及び災害応急対策に関する基本方針を審議決定する。

(本部室の構成)

第 3 条 本部室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部員)

第 5 条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 収入役、教育長、水道事業管理者及び消防長
- (2) 流山市部設置条例(昭和 43 年流山市条例第 5 号。以下別表において「部設置条例」という。)第 1 条に規定する部の長、流山市教育委員会組織規則(平成 16 年流山市教育委員会規則第 5 号)第 12 条に規定する部の長、流山市水道局の組織及び処務に関する規程(平成 6 年流山市水道事業管理規程第 1 号)第 4 条第 1 項に規定する水道局の局長及び流山市行政組織規則(昭和 43 年流山市規則第 5 号)第 4 条に規定する総務課の長
- (3) その他本部長が必要と認める者

(本部連絡員)

第 6 条 災害対策本部に災害対策本部連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

- 2 連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- 3 連絡員は、本部長の命を受けて各種情報収集又は相互連絡調整の事務を担当する。
- 4 連絡員は、特に本部長の指示のあった場合のほか、原則として本部室において執務するものとする。

(組織)

第7条 条例第3条第1項の規定により災害対策本部に部を置き、部に班を置く。

2 部に部長のほか、副部長を置き、班に班長及び副班長を置く。

3 副部長は、原則として本部員の中から本部長が指定する職にある者をもって充て、班長及び副班長は、本部長が指定する職にある者をもって充てる。この場合において、本部長は、副部長及び副班長について、複数の職を指定することができる。

4 第1項に規定する部及び班の編成並びに各部各班の事務分掌並びに前項に規定する職は、別表のとおりとする。

(職務)

第8条 部長は、本部長の命を受け、所属の班長を指揮命令する。

2 副部長は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長は、部長の命を受け、所掌事務について、所属職員(以下「班員」という。)を指揮命令する。

4 副班長は、班長を補佐するとともに、班長に事故あるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 班員は、班長の命を受け、所掌事務に従事する。

6 第2項又は第4項の場合において、副部長又は副班長が複数ある場合の部長又は班長の職務を代理する者は、別表の定めるところによる。

(現地災害対策本部の任務)

第9条 現地災害対策本部は、被害の情報等を災害対策本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な措置を講じるものとする。

(職員の配備)

第10条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の災害対策本部の職員の配備は、次のとおりの区分とし、それぞれの配備要領は、別に定める。

- (1) 第1配備
- (2) 第2配備
- (3) 第3配備

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 31 日規則第 15 号抄)

1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日規則第 13 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 30 日規則第 33 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 8 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 7 月 1 日規則第 35 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日において、企画経営課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、企画政策課に勤務を命じられたものとする。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 26 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 30 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表 省略

## 資料 11 流山市災害見舞金交付規則

昭和 50 年 12 月 15 日

規則第 33 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象又は火事により家屋に災害が発生した場合において、流山市補助金等交付規則(昭和 42 年流山市規則第 14 号)の規定にかかわらず、災害を受けた世帯の被災者に予算の範囲内で災害見舞金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 一般世帯にあっては世帯主、準世帯にあっては単身者であって、現に市内に居住し、本市の住民基本台帳又は外国人登録名簿に登録されているもの
- (2) 一般世帯 準世帯以外の世帯
- (3) 準世帯 会社又は学校その他の者から供与を受けて寮又はアパートその他の家屋に居住する単身者の世帯

### (災害見舞金の交付の対象災害及び額)

第 3 条 災害見舞金の交付の対象となる災害及び当該災害に対する災害見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同一又は複数の災害が重複して発生した場合は、災害見舞金の交付額の多い災害を交付対象とし、その他の災害は交付対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、災害が次の各号のいずれかに該当する場合は、災害見舞金を交付しない。

- (1) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたとき。
- (2) 災害を受けた世帯員の故意によるものであるとき。

### (請求)

第 4 条 前条第 1 項に規定する災害見舞金の交付を受けようとする者は、災害の発生の日から 7 日以内に流山市災害見舞金交付申請書(別記第 1 号様式)正本及び副本 1 部を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定通知)

第 5 条 前条の規定による申請書の提出があったときは、市長は、速やかに申請書の内容を審査し、その結果を当該提出に係る者に流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書(別記第 2 号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査をする場合は、市長は、あらかじめ関係行政連絡員及び民生(児童)委員と緊密な連絡をとり、災害の状況調査を行うものとする。

(請求)

第 6 条 前条第 1 項の規定による災害見舞金の交付の決定通知を受けた者は、流山市災害見舞金交付請求書(別記第 3 号様式)正本及び副本 1 部を市長に提出しなければならない。

(交付)

第 7 条 前条の規定による請求書の提出があったときは、市長は、速やかに当該提出に係る者に災害見舞金を交付する。

(決定の取消し)

第 8 条 虚偽の申請が明らかになったときは、市長は、災害見舞金の交付の決定を取り消すことがある。

(災害見舞金の返還)

第 9 条 前条の規定により災害見舞金の交付の決定を取り消した場合において、既に災害見舞金が交付されているときは、市長は、期限を定めて、当該災害見舞金の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 10 条 災害見舞金の交付を受けた者であって災害見舞金の返還を命ぜられ、当該災害見舞金を納期日までに納付しなかった者は、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付額を控除した額。)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 やむを得ない事情があると認めるときは、市長は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発生に係る災害について適用し、施行日前の発生に係る災害については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 10 月 22 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、昭和 57 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 11 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日規則第 13 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書、届出書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

別表(第 3 条第 1 項)

災害の種類	災害の程度	災害見舞金の額	
		一般世帯	準世帯
焼失	全焼	30,000	20,000
	半焼	20,000	10,000
損壊	全壊	30,000	20,000
	半壊	20,000	10,000
浸水	床上浸水	30,000	20,000

備考

1 全焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は 70 パーセント未満の程度のものであって家屋の残存部分に補修を加えて再使用することが困難であるものをいう。

2 半焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のものであって、全焼でないものをいう。

3 全壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 50 パーセント以上の程度に達したものをいう。

4 半壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 20 パーセント以上 50 パーセント未満の程度のをいう。

5 床上浸水

家屋の浸水がその家屋の主要部分の床上以上の程度に達したもの又は家屋が土砂若しくは竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

- 《様式 1 流山市災害見舞金交付申請書》
- 《様式 2 流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書》
- 《様式 3 流山市災害見舞金交付請求書》



# 水防関係

## 資料 12 水防警報の種類、内容及び発表基準

(千葉県水防計画から抜粋)

種類	内 容	発 表 基 準
待機	<p>1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出勤	<p>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、警戒水位を超える恐れがあるとき、又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
警戒	<p>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</p>	<p>洪水警報等により、又はすでに警戒水位を越え、災害の起こる恐れがあるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>警戒水位以下に下降したとき。又は、警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>
<p>地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</p>		

資料 13 国土交通省管理の危険度評定基準

種 類	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も危険な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の 2 分の 1 未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ 2 分の 1 以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 類	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も危険な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後 3 年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

資料 14 直轄河川重要水防箇所一覽表

平成 19 年度直轄河川重要水防箇所一覽

事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	料杭位置			担当水防団	担当土木事務所		
江戸川	江左 34-2	江戸川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	平方新田	34.0km 上 120m ~	90	流下水位余裕高不足 断面不足 B H8 陥没あり、暫定的 に補修中	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	運河出張所	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
							34.0km 上 30m						
							34.0km 上 30m ~ 34.0km 上 30m ~ 34.0km ~ 33.0km 上 250m						
江戸川	江左 34-3	江戸川	堤防高 堤防断面	B B	左	平方新田 平方村新田	34.0km 上 30m ~	30 ----- 750	流下水位余裕高不足 断面不足 B	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	運河出張所 松戸出張所	積み土のう 土のう羽口
							34.0km 上 250m ~						
							31.0km 上 250m						
江戸川	江左 33-1	江戸川	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	左	平方村新田 ~ 谷	33.0km 上 250m ~	2,000	流下水位余裕高不足 断面不足 B 漏水が発生するおそ れのある箇所に対策 が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 月の輪工
							31.0km 上 250m						
							30.5km 上 400m						
江戸川	江左 31-1	江戸川	堤防高 堤防断面	B B	左	谷 ~ 下花輪	31.0km 上 250m ~	350	流下水位余裕高不足 断面不足 B	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口
							30.5km 上 400m						
							30.0km 上 250m						
江戸川	江左 30-1	江戸川	堤防高	B	左	下花輪	30.5km 上 400m ~	660	流下水位余裕高不足	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう
							30.0km 上 250m ~						
							30.0km						
江戸川	江左 30-2	江戸川	堤防高 法崩れ・すべり 漏水	B B B	左	下花輪	30.0km 上 250m ~	250	流下水位余裕高不足 法崩れ・すべりや漏 水が発生するおそれ のある箇所に対策が 未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう シート張り工 月の輪工
							30.0km						
							30.0km						
江戸川	江左 30-3	江戸川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B B	左	下花輪	30.0km ~	500	流下水位余裕高不足 断面不足 B 法崩れ・すべりや漏 水が発生するおそれ のある箇所に対策が 未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 シート張り工 月の輪工
							29.5km						
							29.5km						
江戸川	江左 29-1	江戸川	堤防高 堤防断面	B B	左	下花輪 ~ 木	29.5km ~	2,750	流下水位余裕高不足 断面不足 B	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口
							26.5km 上 250m						

平成19年度直轄河川重要水防箇所一覽

事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		左右	重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	軒杭位置			担当水防団	担当土木事務所		
江戸川	江左 27-1	江戸川	工作物	B	左	南流山	27.0km 上 13m	1箇所	流山橋 流下水位余裕高不足	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	
	江左 27-2		工作物	B	左	南流山	27.0km 上 3m	1箇所	流山人道橋 流下水位余裕高不足	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	
	江左 26-1		工作物	B	左	南流山	26.5km 上 364m	1箇所	武蔵野線江戸川橋梁 流下水位余裕高不足	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	
	江左 26-2		堤防高 堤防断面 漏水	B B B	左	木	26.5km 上 250m ~ 25.5km 上 250m	1,000	流下水位余裕高不足 断面不足 B 漏水が発生するおそれのある箇所 が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 月の輪工
	江左 25-1		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B B	左	木	25.5km 上 250m ~ 25.0km 上 450m	300	流下水位余裕高不足 断面不足 B 法崩れ・すべりや漏 水が発生するおそれ のある箇所 が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 シート張り工 月の輪工
	江左 25-2		堤防高 法崩れ・すべり 漏水	B B B	左	木	25.0km 上 450m ~ 25.0km 上 400m	50	流下水位余裕高不足 法崩れ・すべりや漏 水が発生するおそれ のある箇所 が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう シート張り工 月の輪工
	江左 25-3		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B B	左	木 松戸市七右衛 門新田	25.0km 上 400m ~ 25.0km 上 200m	200	流下水位余裕高不足 断面不足 B 法崩れ・すべりや漏 水が発生するおそれ のある箇所 が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 シート張り工 月の輪工

平成19年度直轄河川重要水防箇所一覧

事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	担当水防団体	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	軒杭位置				担当土木事務所	東葛飾地域整備センター		
江戸川	運左4-1	利根運河	堤防高	A	左	東深井	4.5km上120m~	270	流下水位以下 断面不足B	流山市	東葛飾地域整備センター	運河出張所	積み土のう土のう羽口	
			堤防断面	B			4.5km下150m							
	運左4-2		左	東深井	B	390	流下水位余裕高不足	流山市	東葛飾地域整備センター	積み土のう				
											4.0km下40m			
	運右2-1		右	東深井~ 西深井	A	360	流下水位余裕高不足	流山市	東葛飾地域整備センター	積み土のう				
											2.5km上100m 2.5km下140m~			
	運左2-1		左	西深井	A	400	流下水位以下	流山市	東葛飾地域整備センター	積み土のう				
											2.0km上300m			
	運左2-2		左	西深井	B	570	流下水位余裕高不足	流山市	東葛飾地域整備センター	積み土のう				
											2.5km上150m~ 2.5km下250m			
	運右2-2		右	深井新田	A	1,200	流下水位以下 断面不足B	流山市	東葛飾地域整備センター	積み土のう				
											2.0km上300m 1.0km上100m			
運左1-1	左	西深井~ 深井新田	B	1,230	流下水位余裕高不足 断面不足B	流山市	東葛飾地域整備センター	積み土のう						
									1.5km上180m~ 0.5km下50m					
運右1-1	右	深井新田	A	570	流下水位以下 断面不足B	流山市	東葛飾地域整備センター	積み土のう						
									1.0km上100m~ 0.5km上30m					
運右0-1	右	深井新田	A	80	流下水位以下	流山市	東葛飾地域整備センター	月の輪工 積み土のう						
									0.5km上30m~ 0.5km下50m					

# 防災関係要領等



## 資料 15 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書(平成 4 年 4 月 1 日締結)第 9 条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

### (航空特別応援の対象)

第 2 条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

### (航空特別応援の種別)

第 3 条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

### (航空特別応援の出動限定条件)

第 4 条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高(地表面から雲までの高さ)300メートル以上、視程 3,000メートル以上、風速毎秒 15メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

### (航空特別応援の要請手続)

第 5 条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等

- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票(様式第1号)によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

#### (航空特別応援の決定通知)

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

#### (航空特別応援の中断)

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

#### (航空特別応援の始期及び終期)

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点で終了するものとする。

2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始めるものとする。

3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

#### (出動したヘリに対する指揮等)

第9条 航空特別応援のため出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者の通信連絡は、県内共通波(152.81MHZ)によるものとし、無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

#### (航空特別応援の報告)

第 10 条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書(様式第 2 号)により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書(様式第 3 号)により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

(要請側の市町村等の事前計画)

第 11 条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「臨着場」という。)の位置図等

(2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法

(3) 臨着場への職員の派遣

(4) 離発着の伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置

(5) 救急救助用資機材及び隊員等の補給体制

(6) その他必要と認める事項

3 前項各号の計画のうち、第 1 号については飛行場外離発着場調査表(様式第 4 号)により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とするものとする。

(応援側の情報提供)

第 12 条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表(様式第 5 号)により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

(航空特別応援に要する費用の負担区分)

第 13 条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。

(2)応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村の負担とする。

(3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前 3 号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。

2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前号第 1 号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書(様式第 6 号)により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

(ヘリの事故発生時の連絡)

第 14 条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故を発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 《様式 4 航空特別応援要請連絡表》
- 《様式 5 航空特別応援活動報告書》
- 《様式 6 航空特別応援災害報告書》
- 《様式 7 飛行場外離発着場調査表》
- 《様式 8 航空特別応援に要した費用請求書》

別表

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲 1 丁目 2 番 1 号	電話(043)223 - 1831 FAX (043)202 - 1678	消防局 警防部指令課

## 資料 16 財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、財団法人千葉県市町村振興協会が市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合(以下「市町村等」という。)に交付する広域消防航空特別応援交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の目的)

第 2 条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、消防用航空機を保有する市町村等が、千葉県広域消防相互応援協定書に基づき千葉県内の市町村の区域を越えて行う航空特別応援(以下「航空特別応援」という。)を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

### (対象とする災害)

第 3 条 交付金の交付の対象となる災害は、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱(以下「航空特別応援実施要綱」という。)第 2 条に規定する災害で、航空特別応援の措置がとられたものとする。

### (交付金の申請)

第 4 条 前条に規定する災害が発生した市町村等の長は、航空特別応援を受けた場合、理事長に対し、当該応援を行った市町村等(以下「応援市町村等」という。)に交付金の交付をするよう申請することができる。

### (交付金の決定)

第 5 条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当と認めるときは、申請のあった市町村等の長に交付金の交付決定をする。

2 交付金の額は、航空特別応援実施要綱第 13 条第 1 項第 1 号の規定により要請側の市町村等が負担すべき費用とする。ただし、その額は、航空特別応援の規模、活動内容等に応じて、300 万円を超えない範囲内において理事長が定める。

### (交付金の交付)

第 6 条 理事長は、前条の交付金の交付決定をしたときは、応援市町村等の長に対し、交付金の交付通知をする。

2 理事長は、応援市町村等の長の請求に基づき、応援市町村等の長に交付金を交付する。

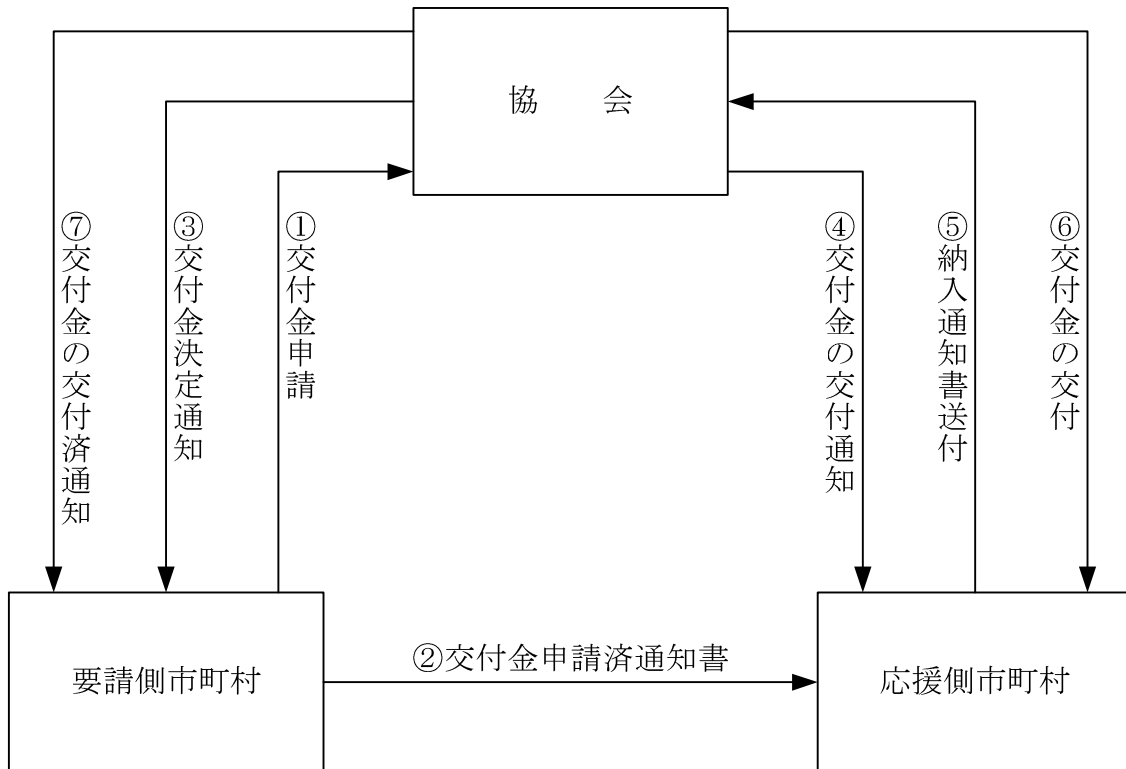
### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成4年10月12日から施行し、平成4年7月20日から適用する。

### 広域消防航空特別応援交付金申請関係等フローチャート



## 資料 17 財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱(以下「要綱」という)第 7 条の規定に基づき、交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 要綱第 4 条の規定により申請を行うときは、様式第 1 号の広域消防航空特別応援交付金交付申請書に航空特別応援実施要綱に定められた様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 6 号の写しを添付して行うものとする。

2 前項の申請を行った市町村等の長は、応援市町村等の長に様式第 2 号により交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(交付決定等の通知)

第 3 条 要綱第 5 条の規定により交付金の交付決定をしたときは、様式第 3 号により申請のあった市町村等の長に通知するものとする。

2 前項の交付決定の通知をした場合、応援市町村等の長に様式第 4 号による交付金の交付通知を行うものとする。

(交付金の請求)

第 4 条 応援市町村等の長は、前条第 2 項の通知を受けたときは、財団法人千葉県市町村振興協会(以下「協会」という)へ納入通知書を送付するものとする。

(交付金の交付)

第 5 条 協会は、前条の納入通知書の送付があったときは、応援市町村等に交付金を交付するとともに、交付金交付申請のあった市町村等の長に様式第 5 号により交付金交付済通知を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 4 年 10 月 12 日から施行し、平成 4 年 7 月 20 日から適用する。

《様式 9 広域消防航空特別応援交付金交付申請書》

《様式 10 広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書》

《様式 11 広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書》

《様式 12 広域消防航空特別応援交付金交付通知書》

《様式 13 広域消防航空特別応援交付金交付済通知書》

## 資料 18 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和 61 年 5 月 30 日付け消防教第 61 号制定  
平成 8 年 11 月 7 日付け消防教第 244 号最終改定

### 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 24 条の 3 規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、また要請しようとするものをいう。

#### (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

#### (3) 応援側市町村

ヘリを所有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、または実施しようとするものをいう。

#### (4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

### 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

#### (1) 大規模な地震、風水害などの自然災害

#### (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

#### (3) 高層建築物の火災

#### (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

#### (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

### 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

#### (1) 調査出場



- 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
  - (3) 救助出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬送活動を含む。)
  - (4) 救急出場  
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。
  - (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

## 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、別表に示すヘリの応援可能地域並びに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊」という。)の有無及びヘリに搭乗可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。)を決定するものとする。

## 6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の手続き

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請先市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
  - ア 要請先市町村
  - イ 要請者、要請日時
  - ウ 災害の発生日時、場所、概要
  - エ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ、必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ、必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事から消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
  - ア 必要とする応援の具体的内容
  - イ 応援活動に必要な資機材等

- ウ 離発着可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
- オ 離発着場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法
- コ 要請側消防本部の連絡先
- サ その他必要な事項

## 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

## 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第4号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ、当該都道府県の保有するヘリの運航が可能であると認めるときは直ちに」と、同項5項中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官へ通知するとともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

## 9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事情が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合においては、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用する第7項に準じてその連絡を行うものとする。

#### 10 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるとき、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

#### 11 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

#### 12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届けておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様な届出を行うものとする。

#### 13 要請側都道府県の借置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容の変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

#### 14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) 応援側市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

##### ア 保有ヘリの性能及び活動能力

イ 特別救助隊などの隊員数

ウ 特別救助隊の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表 1 及び別表 2 のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

ア 保有ヘリの性能及び活動能力

イ 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数

ウ 特別救助隊の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

#### 15 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は第 13 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうちイ及びウを要請側都道府県知事を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

#### 16 広域航空消防応援に要する経費の負担分

広域航空消防応援に要する経費の負担分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村(都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む以下この項において同じ。)の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。

(4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 全各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

17 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 11 日から施行する。

## 資料 19 大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画

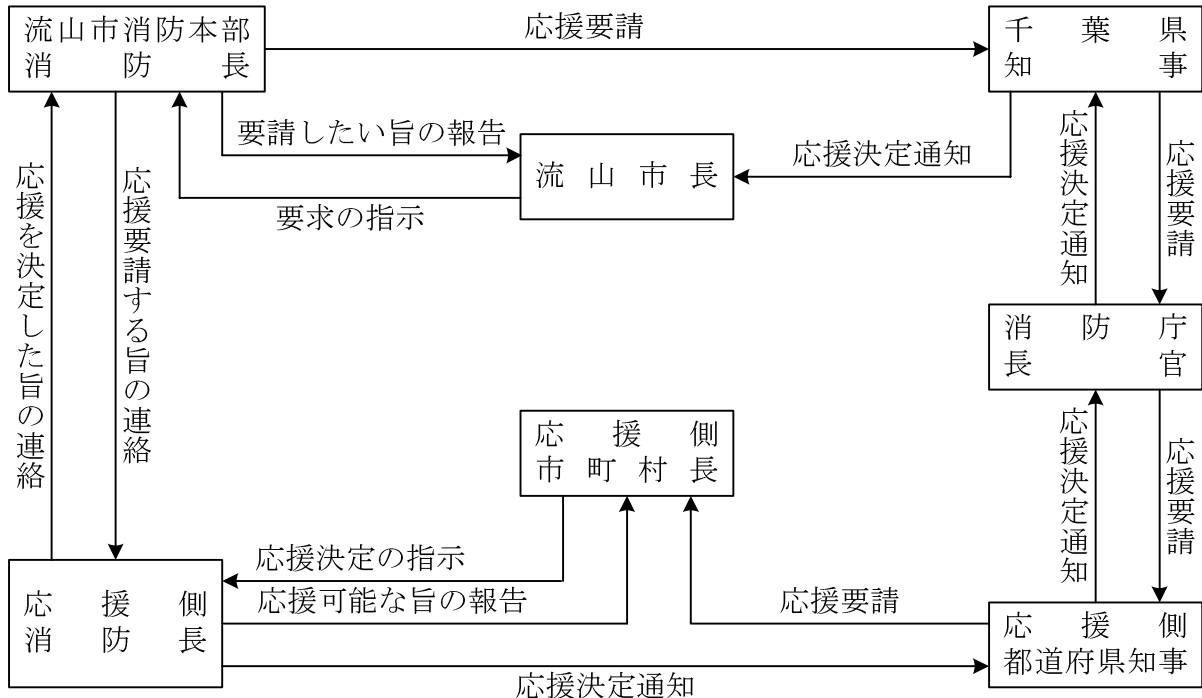
### 1 目的

この計画は、流山市の区域内に大規模特殊災害が発生し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の3の規定により、他の都道府県の市町村による回転翼航空機(以下「ヘリコプター」という。)を用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同細則(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知。以下「要綱」、「細則」という。)に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための本市の要請手続その他必要な事項について定める。

### 2 要請手続

- (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、直ちに市長に報告の上、その指示に従い千葉県知事に対し広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表(様式14。以下「連絡表」という。)から掲げる事項を明らかにして要請を行う。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
- (2) 消防長は、前項の要請を行った場合には、できるだけ速やかに連絡表から掲げる事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に千葉県知事へも同様の連絡を行うものとする。

なお、全体の連絡系統図は次のとおりである。



### 3 連絡体制

広域航空消防応援が円滑かつ迅速に行われるよう本市及びその他関係機関の連絡体制について、次のとおり定める。

#### (1) 流山市

昼・夜		連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号
昼 間	平常 8:30～17:20	安心安全課 総合安全対策室	04- 7150-6321	220-721	220-722	04- 7150-3309
	日曜・休日等 8:30～17:00	総務部管財課 管財係(守衛)	04- 7158-1111	220-721	220-722	04- 7158-4131
夜 間	17:20～8:30	同上	04- 7158-1180	220-721	220-722	04- 7158-4131

#### (2) 千葉県

昼・夜		連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号
昼間 9:00～17:15		消防防災課 防災係	043- 223-2175	500-7361 500-7221	500-7298 500-7299	043- 222-5208
夜間 17:15～9:00		消防防災課 無線統制室 (委託業者)	043- 223-2178	500-7225	500-7110	043- 222-5219

#### (3) 応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡・要請 窓口の名称	NTT 電話番号	NTT FAX 番号
仙台市消防局	指令課	022-234-1166	022-234-1150
東京消防庁	総合指令室	03-3212-2111	03-3213-1477
横浜市消防局	指令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市消防局	指令課	044-244-8351	044-244-8351
名古屋市消防局	防災指令課	052-961-0119	052-953-0119
京都市消防局	指令センター	075-231-5311	075-252-1190
大阪市消防局	指令課	06-6543-0119	06-4390-2055

#### 4 ヘリコプター離発着場

広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、次のとおりであり、ヘリコプターの活動拠点とするものである。

なお、各ヘリコプター離発着場の状況は別図、離発着場調査表は様式 15 のとおりである。

番号	ヘリポートの名称	施設管理者	広さ	消防署等からの所要時間	電話番号	備考
1	流山市上耕地運動広場	流山市教育委員会	150m × 125m	車(消防本部) 約 10 分	04- 7152-9108	
2	流山市総合運動公園陸上競技場	流山市教育委員会	150m × 75m	車(消防本部) 約 10 分	04- 7159-1212	

#### 5 燃料の補給体制

ヘリコプター用燃料 (Jet A-1) の補給については、千葉県とマイナミ空港サービス株式会社との協力体制に基づき給油する。

給油の方法については、当該給油会社と協議の上、ドラム缶搬送による給油または成田国際空港内給油の方法を取る。

なお、空港内で燃料の補給を行う場合は、あらかじめ成田国際空港株式会社運用局長へ成田国際空港使用届 (様式 16) を提出し、ヘリコプターの離発着について許可を得なければならない。

ただし、緊急を要する場合にあっては電話等で許可を得、事後速やかに文書を送付するものとする。

燃料の補給等に係る連絡先は次のとおりである。

##### (1) 燃料補給会社 (マイナミ空港サービス株式会社) 連絡先

羽田事業所 (ドラム缶搬送の場合)

昼・夜	連絡先名称	電話番号	FAX 番号	備考
昼間 9:00 ~ 17:00	給油課	03-5757-9055	03-3757-0678	ドラム缶、常時 50 本在庫あり
夜間 17:00 ~ 9:00	給油課	03-5757-9055	03-3757-0678	

成田事業所 (成田国際空港内給油の場合)

昼・夜	連絡先名称	電話番号	FAX 番号	備考
昼間 9:00 ~ 17:00	給油課	0476-32-6901	0476-32-6902	給油車による給油
夜間 17:00 ~ 9:00	給油課	0476-32-6901	0476-32-6902	

## (2) 成田国際空港株式会社連絡先

昼・夜	連絡先名称	電話番号
昼間 9:00～17:30	運用管理室	0476-32-2168
夜間 17:30～9:00	運用管理室	0476-32-2246

## 6 通信

広域航空隊と当市との連絡方法は応援隊と協議の上、消防無線及びそれに代る無線設備を使用する。

## 7 職員の派遣

ヘリポートの作成、ヘリコプターの誘導及び給油作業等のため、消防職員をヘリポートに派遣する。

ヘリポートについては、おおむね次の措置を講ずる。

### (1) 散水

### (2) ヘリポート標示

ヘリポートには、石灰等により直径10m以上の円で着陸地点を標示し、緊急やむを得ない場合は、一辺2m以上の十字で標示する。

なお、やむを得ず日没以降に着陸する場合は照明機や自動車の前照灯等で進入方向の側面から照明する。また、上空からの目標となるようヘリポートの一角で赤色回転灯を作動させる。

### (3) 風向標示

風向の標示は、原則として吹き流しで行い、着陸地点から30mから50m離れた高さ4mから5mの位置に設置する。

なお、吹き流しが設置できない場合は、発煙筒を使用する。

### (4) ヘリコプターの誘導

ヘリコプターの着陸誘導は、進入方向（ヘリコプターは、おおむね風速5m/s以上の場合は風に向かって、また風速5m/s未満の場合は障害物の少ない方向から進入する。）を考慮し着陸地点から15mから20m離れた風上側または障害物の多い側に位置して誘導する。

なお、風圧に対する服装等を整えておくものとする。

## 8 資機材の調達

ヘリコプターの応援を受けた場合は、速やかに消火、救助等に必要な資機材を準備する。

各種資機材の当市及び県の保有状況は下表のとおりであり、不足を生じた場合は、次の方法により調達する。

### (1) 空中消火機材及び空中消火薬剤



県に要請し、他都道府県から調達する。

(2) 救急救助資機材

千葉県広域消防相互応援協定に基づき、近隣市町村等から調達する。

<<市の保有する救急救助資機材 別途表データあり>>

県が保有する空中消化機材

管理委託先 資機材	自衛隊	市原市	木更津市	君津市	富津市	鴨川市	計
大型ヘリ用散布装置	3基	1基	1基	1基	1基	1基	8基
混合機	3	1	1	1	1	1	8
組立貯水槽	3	1	1	1	1	1	8
吹き流し							2

注) 空中消化資機材については、県が陸上自衛隊第1ヘリコプター団及び市原市、木更津市、君津市、富津市、安房郡市の各消防本部に管理委託している。吹き流しについては、県防災センターで管理している。

県が保有する空中消化薬剤

管理委託先 資機材	サンローズ	スーパー マップル	工業用 燐安	消化液 着色染剤
自衛隊	18袋 (20kg入)	267袋 (25kg入)	5袋 (30kg入)	1缶 (10kg缶)

注) 県が陸上自衛隊第1ヘリコプター団に管理委託している。

《様式14 広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表》

《様式15 離発着場調査表》

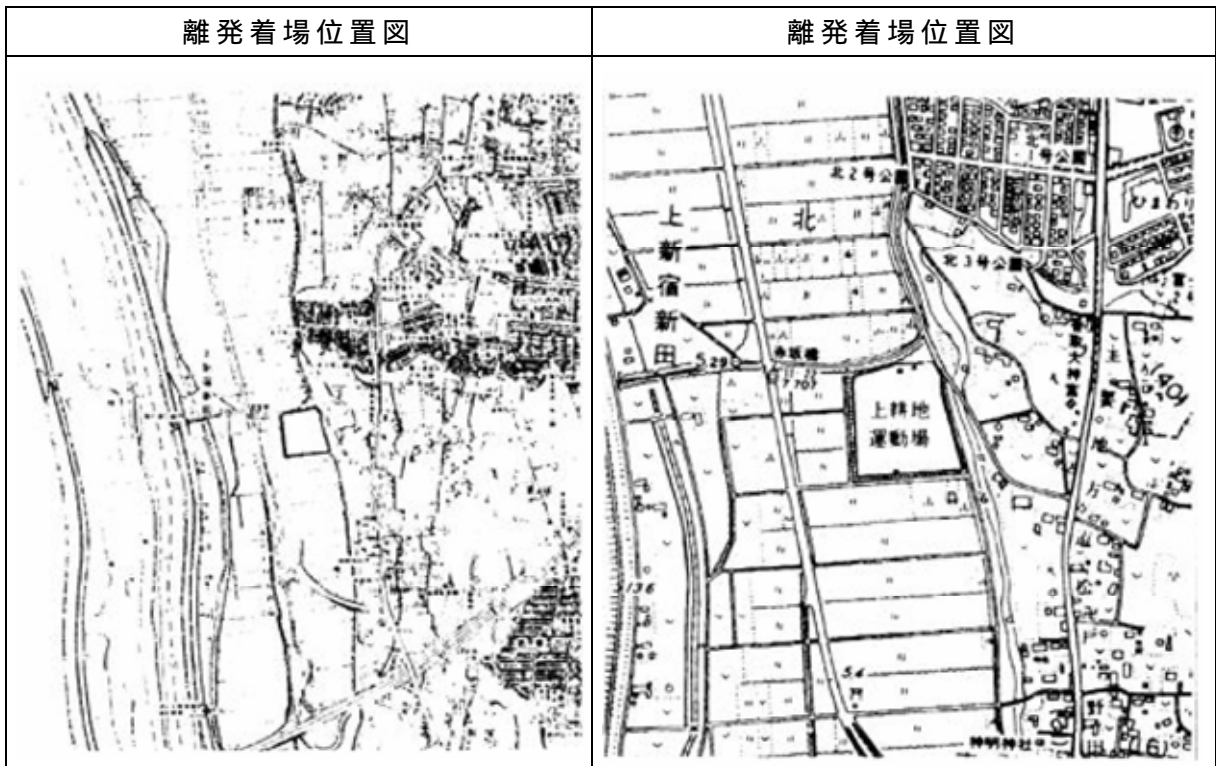
《様式16 成田国際空港施設使用届》

9 附則

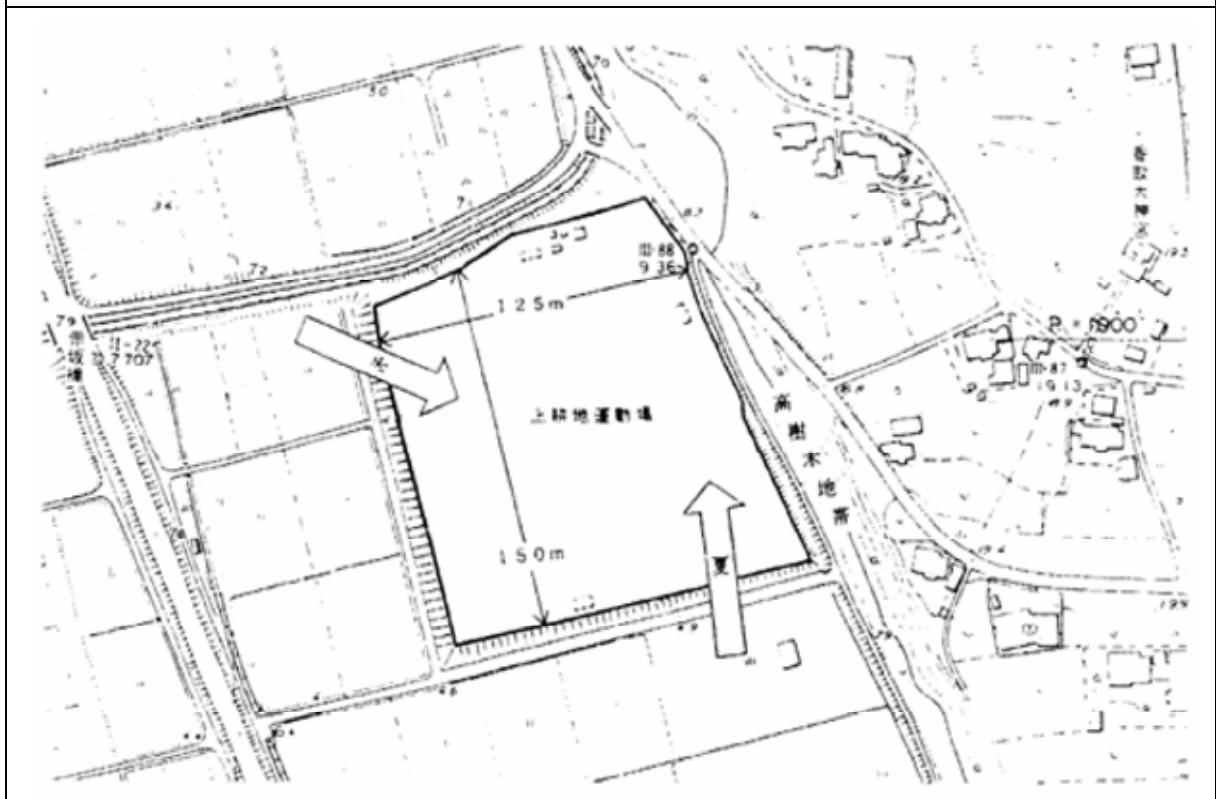
この計画は、昭和62年5月27日から施行する。

別図

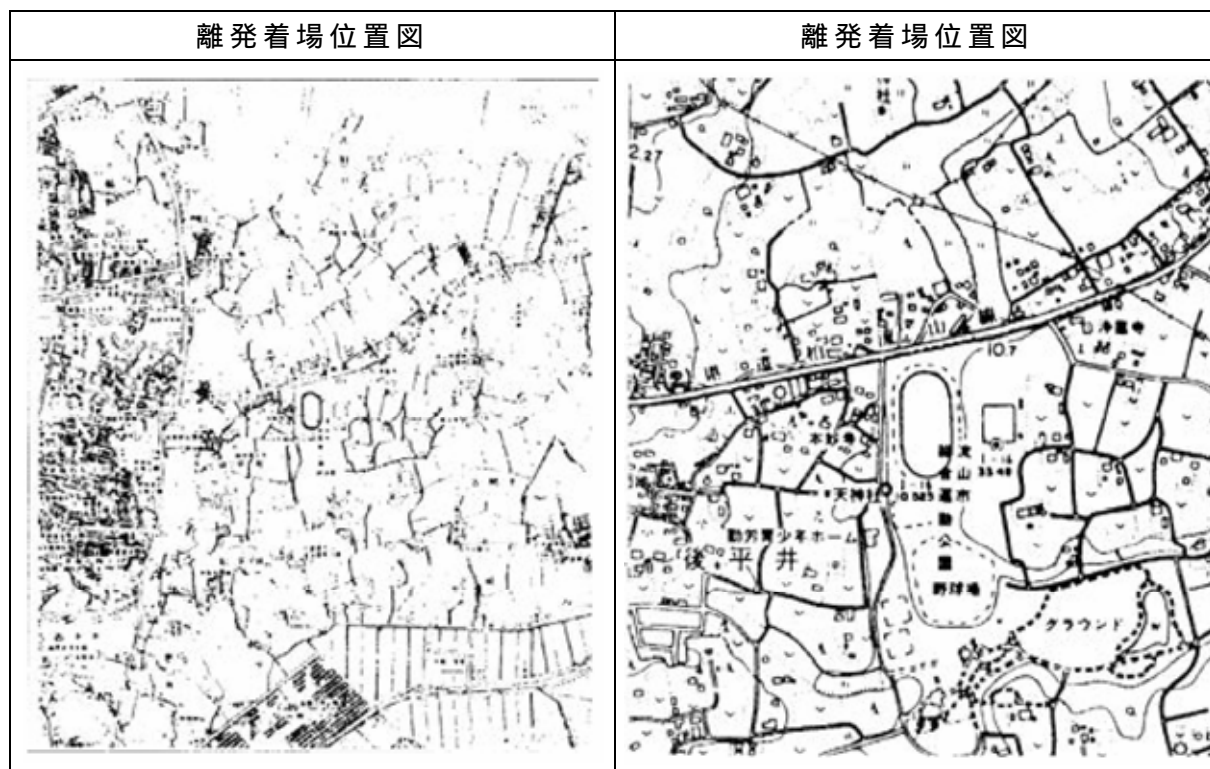
< 流山市上耕地運動広場 >



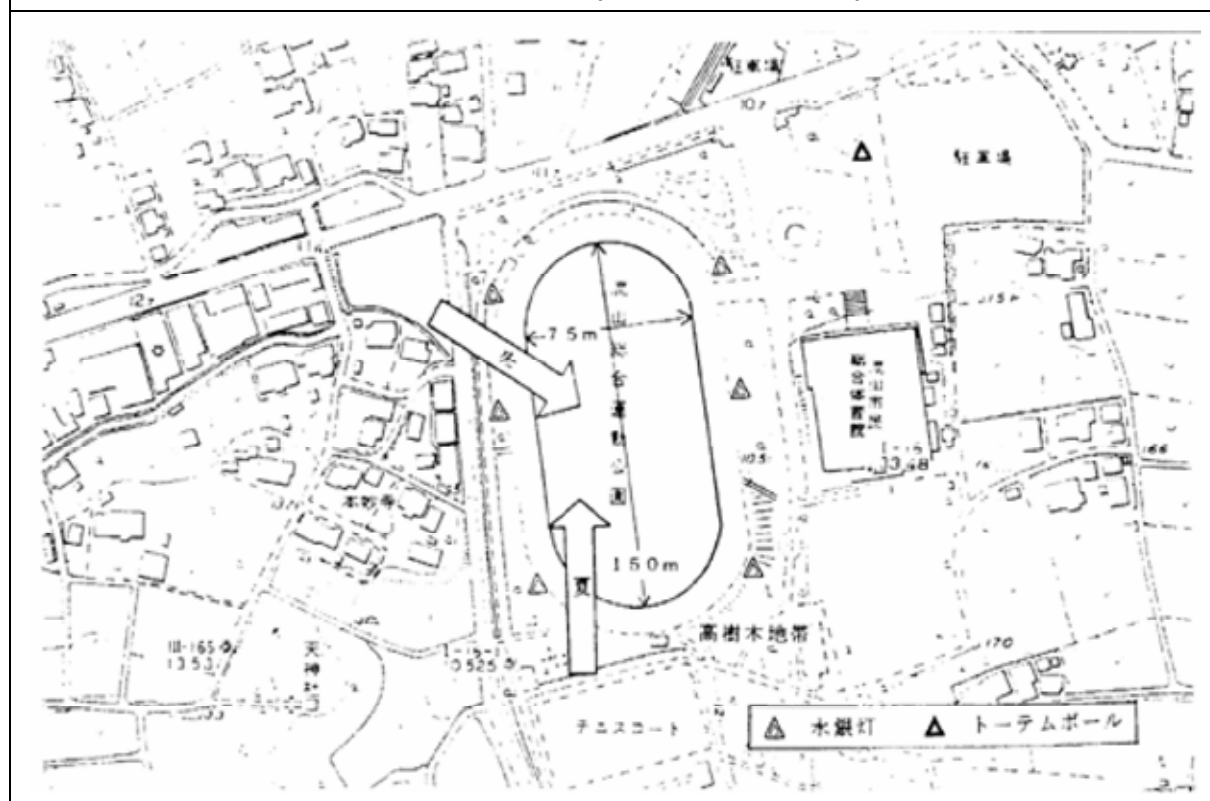
離発着場見取図（矢印は恒風方向）



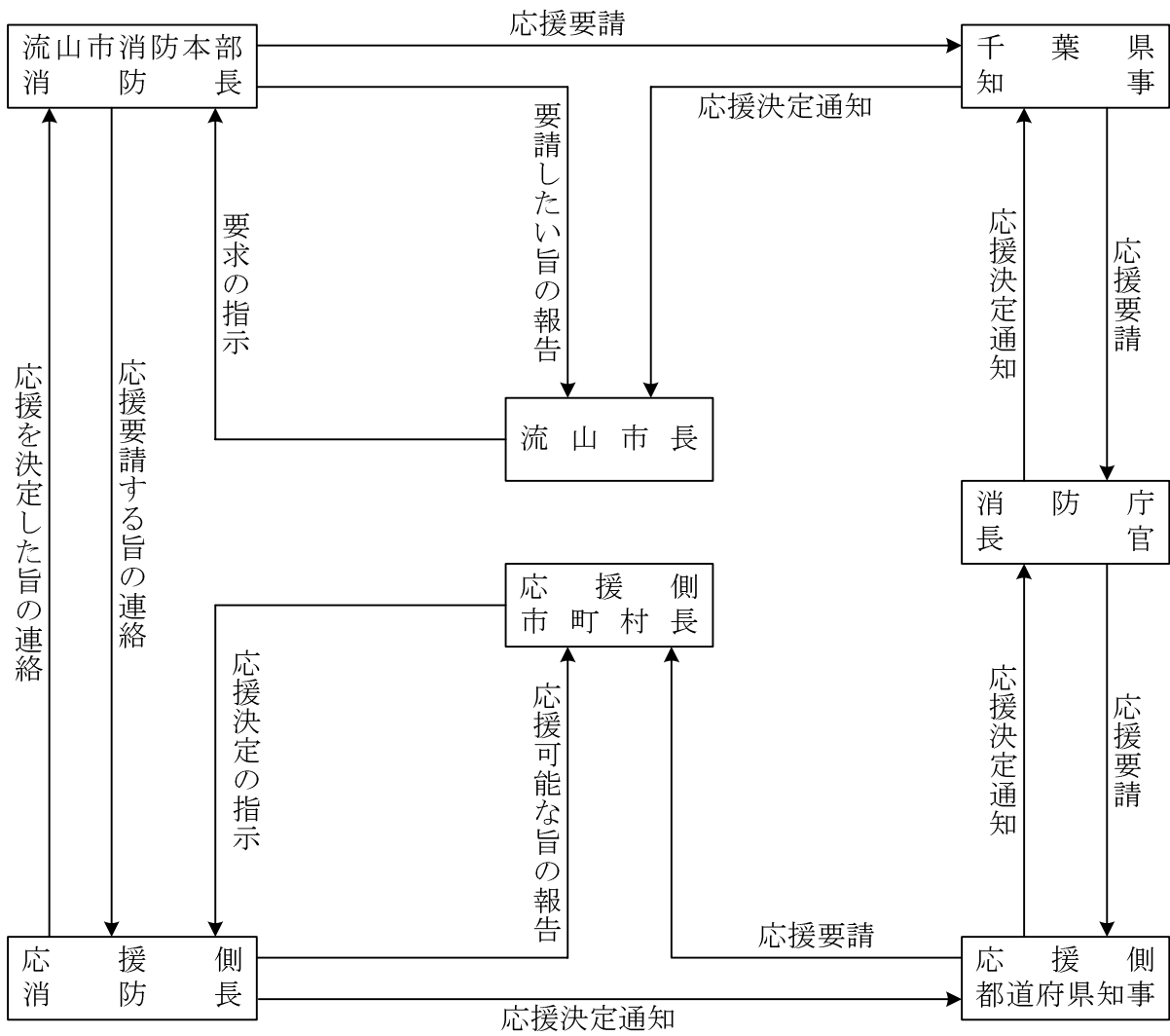
< 流山市総合運動公園陸上競技場 >



離発着場見取図（矢印は恒風方向）



資料 20 航空消防応援要請連絡系統図



## 資料 21 航空特別応援に係る流山市の事前計画

### 1 目的

この計画は、流山市の区域内に大規模災害、産業災害その他の災害が発生した場合、千葉県下の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）を使用した消防に関する応援を要請しようとする場合に、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための、本市の要請手続きその他必要な事項について定める。

### 2 要請手続

- (1) 市長又は消防長は、航空特別応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、要請事項等を明らかにして、応援側市町村等の長又は消防長に要請を行う。
- (2) 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。
- (3) 市長又は消防長は、前項の要請を行う場合は、航空特別応援要請連絡表（様式 17）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

### 3 ヘリコプター離発着場

航空特別応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 4 を準用する。

なお、飛行場外離発着場調査表は、様式 18 のとおりである。

### 4 通信

ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法は、県内共通波を使用する。

### 5 職員の派遣

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 7 を準用する。

ただし、ヘリポートの表示は、直径 4 m 以上の円に H の表示をし、色彩は明瞭な一色とする。

### 6 資機材

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 8 を準用する。

《様式 17 航空特別応援要請連絡表》

《資料 18 離発着場調査表》

別表

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号等	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲 1-2-1	電話：043-202-1809 FAX：043-202-1614	総務課

別図

< 流山市上耕地運動広場 >

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料19)の別図を参照。

< 流山市総合運動公園陸上競技場 >

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料19)の別図を参照。